

令和5年8月28日

ふじみ野市議会  
議長 島田和泉様

議会運営委員会  
委員長 小林憲人

### 議会運営委員会視察調査報告書

令和5年第2回定例会において閉会中の継続調査の申し出をした所管事務に係る特定事件の調査について、令和5年8月2日及び3日の日程で富山県氷見市及び射水市を視察し調査を実施したので下記のとおり報告します。

#### 記

#### 1 調査事項

議会活動の活性化について

#### 2 出席委員

委員長	小林憲人	副委員長	塚越洋一
委員	鈴木美恵	委員	鈴木宏樹
委員	川畑京子	委員	山田敏夫
委員	床井紀範		

#### 3 議長出席

島田和泉議長

#### 4 視察の概要

#### ○富山県氷見市

氷見市は富山県の西北、能登半島の東側付け根部分に位置し、東西18.25km、南北21.65km、総面積230.54km<sup>2</sup>で、日本海側有数の氷見漁港、温暖な気候と美しい自然に豊かな海の幸、山の幸に恵まれた地域である。

また、地方自治体の再編成が国策として断行され、昭和27年に旧氷見町に

3 か村が合併し市制を施行し、さらに昭和29年までに14 か村が合併した。平成に入ると、地方分権の受け皿としての期限付きの市町村合併が国によって進められるが、氷見らしいまちづくりを目指し単独市政を選択した。令和5年4月1日現在の人口は、43,765人である。

## 1 氷見市議会の構成

### (1) 議員定数17人

### (2) 委員会の設置

企画総務常任委員会、厚生文教常任委員会、産業建設常任委員会、議会運営委員会、行財政改革特別委員会、地方創生対策特別委員会、決算特別委員会

### (3) 議会局職員定数5人（令和4年4月に組織改編し、議会局になる）

## 2 議会監視・監査機能等の充実に向けた基本条例について

### (1) 目的

一般的に議会基本条例と言われているもののうち、監視・監査機能等の充実に特化した基本条例であり、その理念と方針を定め、全国的にも稀な「監査委員との関係の基本原則」を定め監査委員と連携を図り、市民福祉の向上と公正かつ適正な市政の発展に寄与することを目的とする。

### (2) 背景及び経過

令和3年6月定例会では、それまでの市の大型投資事業に警鐘を鳴らすべく、「ひみ発見館」や「朝日山展望台」などの、一般会計予算の修正減額や、附帯決議としては、まんが広場の予算の執行留保など、いずれも全会一致という形で、議会としての意思表示をしていた。また、9月定例会に提出された監査委員の決算審査意見書では、大型投資事業の見直しや、中長期財政見通しのほか、職員数のあり方など、議会がそれまで指摘してきた多くの事項が、専門的な視点をもって意見書に取り込まれた。

議会においても、一般質問や常任委員会、11月の決算特別委員会でも、決算審査意見書の指摘事項を引用し質問することにより、質問の専門性、具体性が加わり、また、議会運営委員会の所管事務調査として質疑する機会も設けるなど、監視・監査機能等が有効に働いている。

## 3 議会の組織・機構の改編について

### (1) 目的

議会がコロナ禍での臨機応変な対応を始め、ペーパーレス会議の導入など議会ICT化のほか、政策立案や調査機能、法制執務能力の充実に向け、限られた職員で効率的に機能する組織づくりのために、そのサポート役である

事務局の体制の強化と、議事機関としての更なる機能向上を目指している。

## (2) 議会局の設置

議会事務局が、従来からの事務だけでなく、チーム議会として、これまで以上にサポートする、これまで補佐機能の充実・強化を図ることを明確にするため、議会事務局を「議会局」に改め、議会改革をさらに推進している。また、事務局職員に関する執行部との人事協議は議会主導のものに改めた。

## (3) 担当制の導入

議会局内に、新たに担当制を導入し、条例改正など例規整備を行い、議会運営と議会の法制執務などを行う「議事法務担当」と、政策立案や調査を始め、議会のICT化などを行う「政策調査担当」を新設し、責任と役割を明確化するとともに、今後議会に求められる諸課題に対応している。

## ○富山県射水市

射水市は、富山県のほぼ中央に位置し、海、川、丘陵地など緑と潤いあふれる自然豊かな環境にある。また、半径7kmのコンパクトでまとまりのある中に港湾、鉄道、高速道路など社会基盤が整備され、東西を県下2大都市である富山市、高岡市に隣接しており、面積は109.44km<sup>2</sup>である。

神通川と庄川の間広がる射水平野は、水の豊かな土地として古くから「射水郡」という地名で栄え、新湊市、小杉町、大門町、大島町、下村の1市3町1村一体は、歴史的な結びつきがあったほか、ごみ処理、斎場、介護保険、上水道の事業を一部事務組合等で共同処理するなど、行政的にも深いつながりのある地域であり、平成15年5月に富山県内で初の住民発議により「射水地区広域圏合併協議会」設置され、平成17年11月に「射水市」が誕生した。令和5年4月1日現在の人口は、91,067人である。

### 1 射水市議会の構成

(1) 議員定数22人（現員数21人）

(2) 委員会の設置

総務文教常任委員会、民生病院常任委員会、産業建設常任委員会、議会運営委員会、予算特別委員会、港湾振興特別委員会、議会改革特別委員会、決算特別委員会

(3) 議会局職員定数8人（現員数6人）

### 2 議会改革の取組について

平成29年9月に議会基本条例を制定しているが、それ以前からも議会改

革に取り組み、開かれた議会を実践している。

議会運営では、ICT化も積極的に推進し、令和元年9月定例会からタブレット端末を導入し、本会議・委員会等ではタブレット及び会議システム（電子採決システム含む）を使用し、事務連絡方法などもオンラインを優先し、さらにペーパーレス化を進め、グーグルカレンダーを利用し議会スケジュールを共有するなど、最大限活用できるようにしている。さらに、執行部側もタブレット端末を導入し、事務の効率化を図っている。

#### (1) 主な取り組み

- ・平成21年11月 議員定数の削減（35人→26人）
- ・平成25年11月 議員定数の削減（26人→22人）
- ・平成28年 3月 インターネット中継開始
- ・平成28年11月 採決システムの導入
- ・平成29年 政務活動費の収支報告書・領収書をHPで公開
- ・平成29年 4月 政務活動費の後払い（精算払い）を開始
- ・平成29年 9月 議会基本条例制定
- ・令和元年 9月 政策討論会に関する規程制定、タブレット端末及び会議システムの導入

### 3 議会報告会について

#### (1) 開催概要

平成29年9月に制定した「射水市議会基本条例」に基づき、平成30年度から実施している。

平成30年度、令和元年度の議会報告会は、全議員による集合形式で土曜日の午前中や午後7時から開催し、多くの参加者の確保に努めた。また、議会改革の取組や、テーマに沿って住民と意見交換を行う方式で実施した。

令和2年度以降の議会報告会は各常任委員会に分かれて同じ施設内での同時開催や、別日・別会場で開催するなど、主体を各常任委員会にすることで、住民に身近なテーマを選んでグループワーク形式なども採用するなど、内容を充実させている。

また、令和5年度は別日・別会場で各常任委員会に分かれて開催中であるが、前回同様に身近なテーマで報告、グループワーク形式で実施するほか、民生病院常任委員会は、市内の高校に出向いて高校生と意見交換を行う予定である。

#### (2) 課題等

- ・議員間における議会報告会に対する考え方の相違

委員長以外の委員がどこまで真摯に議会報告会に取り組んでいるか、各個人が開催している市政報告で十分ではないかなどの意見がある。

- ・ 議会報告会に対する主体性について  
議会報告会の開催に当たり、議員主導を旨としているが、報告会資料の作成を執行部に依頼する議員がおり、苦情がきている。
- ・ 参加者の募集（案内や広報）について  
議会ホームページや議会広報紙のほかSNSも活用した広報を実施しているが、参加者の多くは各議員が声掛けした個人や団体であり、一般市民の参加を増やすことが課題である。

## 《まとめ》

今回、「議会活動の活性化」を所管事務調査として、富山県氷見市議会及び富山県射水市議会の調査を実施した。

富山県氷見市議会では、全国的にも珍しい議会監視・監査機能等の充実に向けた基本条例を制定しているほか、オンライン委員会やICTを活用した議会活動など、積極的な議会改革を推進している。

とりわけ、議会監視・監査機能等の充実に向けた基本条例の制定によって、議会の監視・監査機能等の充実として、監査委員(識見監査)が議会に監査内容を報告し、その報告及び資料を通して、各議員が議会内での決算審査などに活かしていく取り組み(監査委員と議会の連携)は、条例制定の意義や効果を如実に示したものと言える。

調査機能・監査機能の充実は、二元代表制の一翼を担う議会として平素より強化が必要であり、議会の権能を遺憾無く発揮することは、議会制民主主義の健全な発展や市民福祉の増進につなげていくために大変重要である。

よって、監査委員の守秘義務規定に留意しつつ、監査委員と議会との連携を意識した取り組みを、ふじみ野市議会でも議論を進めるべきであると考え。また、識見監査委員及び議会選出監査委員の役割を考える上でも、有意義な調査となった。

富山県射水市議会においては、富山県立大門高等学校での議会報告会を予定するなど、「特色ある議会報告会」を開催しているほか、各会派ではなく、各議員へ政務活動費を支給していることや使った分だけ後払いで支給していること、議場での採決システムの稼働状況や政策討論会に関する規程の整備など、議会報告会以外にも、参考になる議会改革の方策が多くあった。

とりわけ、政策討論会に関する規程の整備は、議会報告会で出された意見の取り扱いにも通じるところがあり、大変に参考になるものであった。実際に当該規程を活用した事例はないようであるが、市民意見のうち、政策立案及び政策提言につなげるべき意見について、こういった形で反映するかを予め定めておく規程であり、当該規程の整備は、市民の負託に的確に応える議会

として、肝要な仕組みと言える。

よって、議会報告会及び政策討論会で出た意見を聞いて終わることなく、政策立案や政策提言につなげていく規程は、ふじみ野市議会においても必要と考える。ふじみ野市議会では、政策討論会は開催していないが、各常任委員会での議会報告会を検討している最中であり、そこで出た意見の取り扱いについて、道筋をつけるといった意味において参考になる調査となった。

#### 《各委員の所感》

氷見市議会議長及び議会局長の説明を受けた後に、忌憚のない意見交換を行った。議会局への組織改正の経緯やICT化への取り組み、さらに、議会監視・監査機能等の充実に向けた基本条例の制定は、想定していた以上に参考になる点が多かった。ふじみ野市議会でも議論を深めるべき事項や同様の課題の対策など、参考になる点が大いにあった。

ふじみ野市議会では、市内にある文京学院大学と連携協定を結んでおり、今後の連携推進について、様々な在り方を模索していることもあり、射水市議会における県立高校での議会報告会の開催経緯等は参考になる点が多くあった。

氷見市議会では議会事務局を議会局と名称を改め、議会事務局の職員体制など組織機能が確立され、市議会が議会局の人事に主導的に決定するため規定も整備されており、市議会の政策立案や調査機能などをさらに充実させる方向において参考にすべきである。

射水市議会の議会報告会については、本市議会でも、各種団体に呼びかけるなどして、単なる報告会にするのではなく、議会としての公聴機能を考えるときがきているのではないかと思う。

議会事務局職員が生き生きとして話してくれたことが、とても印象に残った。

本市議会では議会基本条例の見直しの時期を迎え、議会に対する監査機能の設置が必要な条例事項もあるのではないかという意見もあり検討するに当たり参考にしたい。

射水市では議会報告会について毎回改善を試みて開催しているが、内容と課題を伺いましたが、共通の課題としてある「全議員が主体的に取り組む」という点について、本市も工夫検討していきたい。

氷見市役所庁舎は、廃高校跡地の体育館や教室を改装・造作している。本市でも、例えば稼働率の低い公共施設など、万事に備える意味でも今から検討して災害時避難所や校舎の建て替えで逃げ場となる公共施設の検討していきたい。

射水市議会ではICT化を推進し、タブレット・会議システムを導入、ペーパーレス化はもちろん、Googleカレンダーを用いて議会スケジュールを共有するなど、参考になることが多い。

氷見市議会監視・監査機能等の充実に向けた基本条例の制定については、監視・監査機能の充実の特化した基本条例を定めることで、中でも監査委員からの報告をもとに、議会運営委員会での質疑が行われていることなど、効果的な議会の審議・審査が行える点が良いと感じた。

射水市議会の議会改革の取組については、市内の高校へ出向いて高校生との意見交換の場が設けられている点は、特徴的な好事例であると感じた。多様な市民や若者の意見聴取が期待できる素晴らしい取組であると感じた。

議会監視・監査機能等の充実に向けた基本条例は、議会が有している監視権、監査権、調査権を行使し、機能していればこのような特段の条例は必要ないはずである。が、時には、執行部の行きすぎ（暴走）を止めるためには、議会の権限である条例の制定により歯止めをかける必要がある場合もあると考える。

射水市議会は、全議員の参加で土日の午前中や午後の7時に開催し、多くの参加者の確保に努め、テーマに沿って市民と意見交換をするなど、様々な工夫をして開催している。この議会報告会というものを情報発信の場として、そして市民と交流できる貴重な場として活用していくことが求められていると考えている。

氷見市議会では監査機能の充実の特化した議会基本条例が定められており、実際に射水市の大型公共事業に対し、市議会として一般会計予算の減額修正や、一部予算の執行留保も実行している。また、議会運営委員会における監査委員への質問機会の保障など、市議会と監査委員との連携を図るなどの基本条例の明文化は、二元代表制の一翼を担う市議会の審議権を十分に保障していると考ええる。

射水市の議会報告会の開催やその在り方については、その姿勢を大いに見習いたい。とくに、常任委員会ごとに開催している点は、委員会の所管事務調査を活発にするいい機会であると考ええる。委員会の委員での議論を活発に行い、市民の意見交換が有意義に実施できるように取り組んでいきたい。